

観音地区下水道実施設計業務 8-2 公募型プロポーザル説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名
観音地区下水道実施設計業務 8-2
- (2) 業務内容
観音地区下水道実施設計業務 8-2 特記仕様書（共通編、基本設計・詳細設計業務編）等のとおり。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 業務価格

本業務に係る費用は 95,591,100 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 業務担当課

広島市下水道局施設部管路課（本庁舎 13 階）
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
TEL 082-504-2421
FAX 082-504-2617
電子メール g-kanro@city.hiroshima.lg.jp

4 契約担当課

広島市下水道局施設部計画調整課（本庁舎 12 階）
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
TEL 082-504-2406
FAX 082-504-2429
電子メール g-keikaku@city.hiroshima.lg.jp

5 全体スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・ 公示 | 令和 8 年 7 月 10 日（金） |
| ・ 質問受付期限 | 令和 8 年 7 月 17 日（金） |
| ・ 応募資格確認申請書提出期限 | 令和 8 年 7 月 27 日（月） |
| ・ 提案書提出期限 | 令和 8 年 8 月 24 日（月） |
| ・ 審査 | 令和 8 年 9 月 1 日（火） |
| ・ 審査結果通知 | 令和 8 年 9 月初旬（予定） |

6 応募資格

本プロポーザルに応募する者（以下、「応募者」という。）の必要な条件は、次のとおりとする。

なお、本業務実施のための設計共同体としての応募も認めるが、応募する設計共同体の構成員となる者の単体企業としての応募は認めない。

(1) 単体企業の応募資格

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び広島市契約規則第2条各号に該当していないこと。

イ 公示日から受託候補者の特定までの間において、営業停止処分（本プロポーザルに応募することを禁止する内容を含む処分に限る。）又は本市の指名停止措置を受けていないこと。

ウ 次のいずれにも該当していないこと。

① 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあつた者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）

② 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があつた事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者。

エ このプロポーザルに応募しようとする他の有資格業者のうちに、次に掲げる事項に該当する者がいないこと。

① 親会社等と子会社等

② 親会社等が同一である子会社等

③ 代表権を有する者が同一である会社等

④ 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）

⑤ 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

⑥ 上記①から⑤までが複合した関係にある会社等

⑦ 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にありプロポーザルの適正な実施が阻害されると認められる会社等

⑧ 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっておりプロポーザルの適正な実施が阻害されると認められる会社等

⑨ 組合とその構成員

⑩ 設計共同体とその構成員

⑪ その他プロポーザルの適正な実施が阻害されると認められる会社等

オ 次に掲げる広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第28条第1号及び第2号イからオまでの規定により選定することができない者に該当していないこと。

① 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

- ② 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者
- ③ 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者
- ④ 1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者
- ⑤ 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者

カ 業務を受注したならば、業務を履行するための下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項に規定する下請契約等をいう。）の全てにおいて、広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第44条第1項各号に掲げる者がその相手方として選定されないことがないよう、必要な措置を講ずることができること。

キ 業務を受注したならば、業務を履行するために行う資材、原材料等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができること。

ク 令和7・8年度の広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が土木関係建設コンサルタント業務の登録種目「下水道」に登録されているものであること。

ケ 会社の業務実績として、平成23年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、下水道に係る国、地方公共団体等発注のシールド工法による管きょ実施設計業務の実績を有していること（設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。）。

コ 管理技術者及び照査技術者は、ケに掲げる業務と同じ経験を有する者（ただし施工規模、実施年月日、実施当時の立場（役割、所属会社等）は問わない。）で、以下の①又は②のいずれかの者を配置できること。

① 技術士の上下水道部門（選択科目を下水道とする者に限る。）の資格を有する者。

② R C C M（選択科目を下水道とする者に限る。）の資格を有し、下水道法22条に規定された資格を有する者。

サ 担当技術者は、下水道法第22条に規定された資格を有する者を配置できること。

(2) 設計共同体の応募資格

ア 構成員のすべてが(1)アからキを全て満たすこと。

イ 構成員のうち1者以上が、(1)クからサを全て満たすこと。

7 応募に係る書類の提出

提出書類は以下のとおりとする。

書類名	様式	備考
① 公募型プロポーザル応募資格確認申請書	様式1-1	次項のアに記載のとおり。
② 業務実績調書	様式1-2	次項のイに記載のとおり。
③ 配置予定技術者等調書	様式1-3	次項のウに記載のとおり。
④ 実務経歴書	様式1-4	次項のウに記載のとおり。
⑤ 資金的関係・人的関係調書	様式1-5	次項のエに記載のとおり。
⑥ 広島市税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書	—	次項のオ、カに記載のとおり。
⑦ 設計共同体結成届	様式1-6	次項のキに記載のとおり。
⑧ 設計共同体協定書	様式1-7	次項のキに記載のとおり。
⑨ 委任状	様式1-8	次項のキに記載のとおり。
⑩ 質問書	様式2	任意とする。
⑪ 提案申込書	様式3	10に記載のとおり。
⑫ 提案書	様式4	10に記載のとおり。
⑬ 取下願	様式5	任意とする。
⑭ 申立書	様式6	任意とする。

※ 提出部数や記載内容等については、次項以降に定める各項目に準ずること。

8 公募型プロポーザル応募資格確認申請書等の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を全て提出すること。

※ 設計共同体の場合は、構成員ごとに、ア及びエからカを提出すること。

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式1-1） 1部

イ 業務実績調書（様式1-2） 1部

- ① 6(1)ケに記載した会社の業務実績に該当する業務のうち、代表的な業務を記載（最高2件まで）すること。なお、1件の業務で要件を満たしていなければならない。
- ② 記載された業務実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計実績情報サービス（TECRIS）」に登録されているデータ（以下「業務カルテ」という。）の写しを添付すること。業務カルテの写しを添付することができない場合には、実績証明書又は契約書の写しを添付すること（いずれの場合であっても、応募要件とした業務実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計書及び仕様書等も併せて添付すること。）。
- ③ 会社の業務実績が設計共同体によるものである場合には、申請者が当該設計共同体の代表構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付すること（業務カルテの写し、実績証明書又は契約書の写しにより、設計共同体の代表構成員であること及び出資割合が確認できる場合に

は、添付する必要はない。)

ウ 配置予定技術者等調書(様式1-3) 1部

- ① 6(1)コ及びサに記載した各技術者(公募型プロポーザル応募資格確認申請書提出期限の前日以前に雇用関係がある者に限る。)に記載すること。

なお、申請書等の提出時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の配置予定技術者を認めるが、この場合、配置予定技術者ごとに別葉とすること。

- ② 技術者の業務経歴は、前記の8(1)イ①に準じて記載し、前記の8(1)イ②に準じて確認資料を添付すること。

- ③ 記載された配置予定技術者の資格等の確認資料として、技術検定合格者証明書等当該資格を証明するものの写しを添付すること。ただし、実務経験による技術者の場合は添付する必要はない。

実務経験による技術者にあたっては、実務経歴書(様式1-4)を提出すること。

- ④ 記載された配置予定技術者の雇用関係を確認できるものの写しを添付すること。(広島市ホームページのトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事・建設コンサルタント業務」→「入札・契約における直接的な雇用関係及び本人確認について」を参照すること。)

- ⑤ 契約を締結した場合は、配置予定技術者を必ず本件業務に着手から完成まで(委託期間が変更された場合は変更後の委託期間末まで)配置すること。ただし、病気、退社等本市がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りでない(場合によっては、事情聴取を行う。)

エ 資本的関係・人的関係調書(様式1-5) 1部

6(1)エの関係にある場合は、必ず記載して提出すること。

なお、上記に該当するものがない場合は、該当がない旨の誓約として提出すること。

この書類を提出したことにより、6(1)エのいずれかに該当することが判明した場合、関係のある者が同一のプロポーザルに応募したときは、これらの者の応募を全て無効とする。

また、虚偽の申告を行ったものは指定停止措置を行うことがあるので、注意すること。

オ 広島市税の納税証明書(写し可) 1部

「令和〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書(証明年月日が公募型プロポーザル応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの)の写しを添付すること。

納税証明書の請求方法等については、「入札等に参加するための納税証明書について」(広島市のホームページに掲載)を参照すること。

- ※ 納税証明書の有効期限については、次の例を参照のこと。

公募型プロポーザル応募資格確認申請書提出日が令和3年9月9日の場合 ⇒ 令和3年6月9日以降の証明年月日のもの

- ※ 広島市内に事業所を有していない場合は、申立書(様式6)を提出すること。

カ 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可) 1部

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)の写しを添付すること(電子納税証明書(XML形式)は不可。e-Taxを利用して電子納税証明書(PDF形式)が交付された場合には、交付された電子納税証明書をA4サイズに

印刷して提出してください。)

(証明年月日が公募型プロポーザル応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

キ 設計共同体結成届等(様式1-6、1-7、1-8)各1部

(設計共同体で公募型プロポーザル応募資格確認申請書を提出する場合に限る。)

※ 公募型プロポーザル応募資格確認申請書提出時において、協定の締結がなされていない場合、提案書の提出時までには締結し、設計共同体協定書等を添付すること。締結されていることを確認できない場合は、提案書を受け付けない。

(2) 提出期間

公示日から令和8年7月27日(月)までの閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出場所

3の業務担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

(5) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。併せて、応募資格を有する者には、「観音地区下水道実施設計業務7-2」に関する資料を送付する。

9 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和8年7月17日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所

3の業務担当課

ウ 受付方法

質問書(様式2)に記入の上、電子メール又はFAXのいずれかの方法で提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記9(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、3の業務担当課において、令和8年7月23日(木)から令和8年8月24日(月)までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するものとし、広島市のホームページにも掲載する。

10 提案書の提出

(1) 提案書の記載項目

様式4のとおり

(2) 提出書類

次のア、イ、ウ、エを提出すること。

- | | |
|----------------------------|-----|
| ア 提案申込書（様式3） | 1部 |
| イ 提案書正本（様式4） | 1部 |
| ウ 提案書副本（様式4） | 11部 |
| エ 設計共同体結成届等（様式1-6、1-7、1-8） | 各1部 |

（公募型プロポーザル応募資格確認申請書提出時に提出しなかった設計共同体に限る。）

(3) 留意事項

ア 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。

イ 提出後の提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。

ウ 提案書正本（様式4）の表紙には、提案者名（所在地、企業名、代表職氏名）等を記載し、提案者が押印すること。ただし、提案者名等の記載と押印は正本のみとし、副本には、提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。

エ 提案書の内容は、文書、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。

(4) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和8年8月24日（月）正午

イ 提出場所 3の業務担当課

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

11 審査

(1) 審査方法

提案書の審査は、観音地区下水道実施設計業務8-2公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 書面によるヒアリング

ア 目的

提案書を的確に審査するため、必要に応じて、その内容について書面によるヒアリングを実施する。

イ ヒアリング通知日

提案書提出から令和8年8月26日（水）までに通知。

ウ 提出期限

令和8年8月28日（金）

エ その他

提案書の修正や追加資料の提出は認めない。

(4) 応募の取りやめ

プロポーザルの応募を取りやめようとする場合は、審査実施日前日の午後5時15分までに、取願(様式5)に記入の上、持参又は郵送(配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

(5) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。

イ 得点の第一順位の者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に速やかに書面にて通知する。(令和8年9月初旬を予定)

(7) 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに提案者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、広島市のホームページで公表する。

12 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約をする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結するに当たり、契約保証金(委託契約金額の10分の1以上。)を契約締結の日までに納付しなければならない。

ただし、保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険を締結して、4の契約担当課に提出したときは、契約保証金の納付を免除する。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

13 その他

(1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(4) 提案書等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。

(5) 本プロポーザルに応募しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに指名停止の措置を行うことがある。

- (6) 提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び提案書等は返却しない。
- (7) 提出期限後における公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格にするとともに指名停止等の措置を行うことがある。
- (8) 提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (9) 観音地区下水道実施設計業務8-2特記仕様書（共通編、基本設計・詳細設計業務編）等は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（様式4を添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

14 問合せ先

3の業務担当課